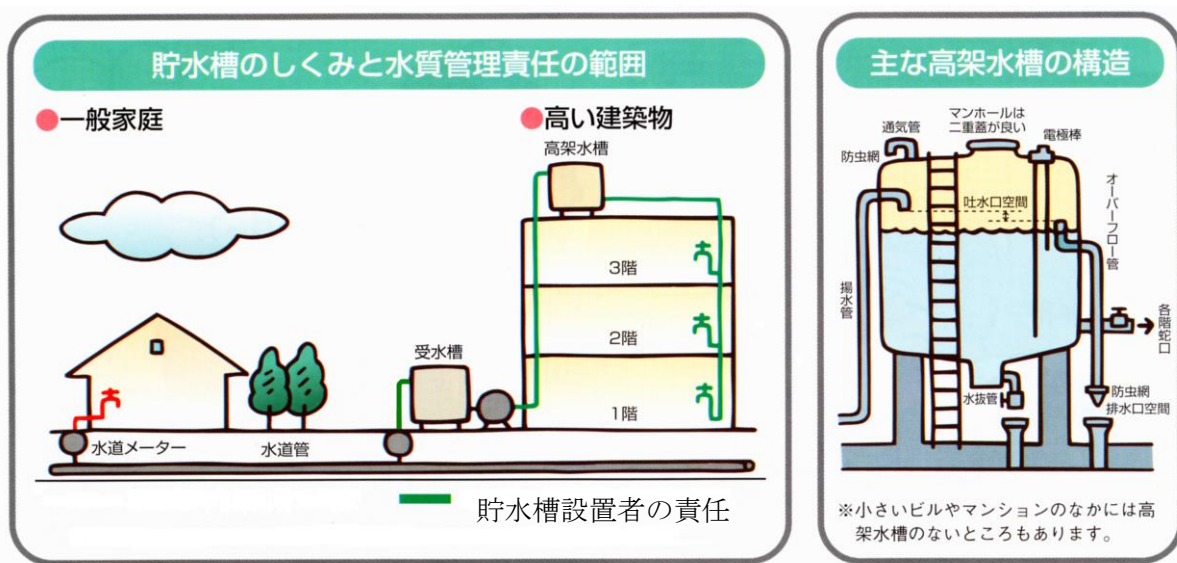


小規模貯水槽水道の管理のお願い

「水道の管理体制の強化」として水道法の一部改正(平成14年4月1日から施行)により、貯水槽水道が規定され、受水槽に入るまでの水道水は水道事業者(野々市市)が管理し、受水槽以降は設置者が責任をもって管理することとなります。安全で衛生的な水をお使いいただくためには、受水槽設置者自らが適正に管理していただく必要があります。

1 貯水槽水道とは・・・

ビル、マンション、病院などの高い建物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、みなさんに給水します。この受水槽から蛇口までの水道施設を一般的に貯水槽水道といいます。



貯水槽水道の種類

- ① 「水槽の有効容量が10m³を超える水道施設」は簡易専用水道として水道法で管理の基準が定められています。(野々市市へ届出が必要です。)
- ② 「水槽の有効容量が10m³以下の水道施設」は小規模貯水槽水道として野々市市水道給水条例で管理の基準が定められています。(野々市市へ届出をして下さい。)

※ 水槽の有効容量には、高架水槽の容量は含みません。

<裏面へ・・・>

2 簡易専用水道の管理とは・・・

● 設置者の義務

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2の規定に基づき、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する定期検査を受けることが義務付けられています。

① 管理基準

水槽の清掃を1年以内ごとに1回以上、定期に行うこととし、また、給水栓における水質検査についても行って下さい。

② 定期検査

1年以内ごとに1回以上、厚生労働大臣の指定する検査機関で水質検査を含めた、定期検査を受けることが義務付けられています。

検査終了後交付する検査結果報告書は、検査後3年間保管して下さい。

※建築物衛生法の適用を受けている事業所にあつては、ビル管理法の検査に替えることもできます。

3 小規模貯水槽水道（10m³以下）の管理とは・・・



(1) 設置者の義務

小規模貯水槽水道の設置者は、市水道給水条例の規定に基づき、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければなりません。

・管理基準（野々市市飲用井戸等衛生対策要領）

水槽の清掃を1年以内ごとに1回以上、定期に行うこととし、また、給水栓における水質検査（簡易専用水道に準ずる）についても行って下さい。

・検査項目一覧（定期検査は1年以内ごとに1回以上行って下さい）

1	一般細菌	100/mL 以下	8	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下
2	大腸菌	検出されないこと	9	pH値	5.8 以上 8.6 以下
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	10	味	異常でないこと
4	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	11	臭気	異常でないこと
5	鉄	0.3mg/L 以下	12	色度	5 度以下
6	塩化物イオン	200mg/L 以下	13	濁度	2 度以下
7	カルシウム、マグ ネシウム等(硬度)	300mg/L 以下			

●水質や設備に異常があった場合は、利用者に周知し、必要に応じて給水を停止してください。
また、市へ必ず連絡してください。

小規模貯水槽水道の管理についてのお問合せは
野々市市建設部上下水道課 水道係
TEL (076) 227-6106
FAX (076) 227-6254
Mail : jougesui@city.nonoichi.lg.jp